

## 福部循環バス「らっちゃんバス」利用に係る減免対象の拡大について

### 【変更内容】

公共交通空白地有償運送事業運営規程第6条(利用料)の減免対象である「障がい者」の定義に「特定医療費(指定難病)医療受給者証」、「障害福祉サービス受給者証」を加える。

### 【目的】

対象者を「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を所持する者を拡大対象者とし、障がい者の社会参加を図るため。

### 【現在の運賃】

利用料金は1回の乗車につき200円、幼児・小学生・パスカード提示高齢者(70歳以上)は100円としています。

また障がい者は100円とし、その介助者は無料としています。

### 【拡大内容】

- ① 「特定医療費(指定難病)医療受給者証」を掲示された方は100円
- ② 「障害福祉サービス受給者証」を掲示された方は100円

### 【施行期日】

平成31年4月1日とする。

発鳥市社協第 号  
平成 30 年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

社会福祉法人  
鳥取市社会福祉協議会  
会長 林 由紀子

公共交通空白地有償運送事業減免対象者拡大及び  
らっちゃんバス運行ルート変更について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

## 記

### 1 申請理由

#### 【減免対象者拡大について】

障がい者の社会参加を支援するため、対象者を「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を所持する者」としたい。

（別添、公共交通空白地有償運送事業規程新旧対照表を参照）

#### 【運行ルート変更について】

自然堂の森について現在、こちらの施設は閉鎖しており、利用者が無いため、バス停を廃止したい。

### 2 添付書類

- ・公共交通空白地有償運送事業規程新旧対照表
- ・公共交通空白地有償運送事業規程（案）
- ・福部循環バス「らっちゃんバス」利用に係る  
減免対象の拡大について
- ・らっちゃんバス運行ルート、時刻表（案）

【新旧対照表】公共交通空白地有償運送事業運営規程

変更前の条文	変更後の条文
<p>(利用料)</p> <p>第 6 条 利用料は、1 回乗車について 200 円とする。ただし、幼児（1 歳以上 6 歳未満）、小学生、障がい者、パスカード提示高齢者（70 歳以上）は、100 円とする。</p> <p>中 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 6 条 利用料は、1 回乗車について 200 円とする。ただし、幼児（1 歳以上 6 歳未満）、小学生、障がい者、パスカード提示高齢者（70 歳以上）は、100 円とする。<u>なお、障がい者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を所持する者とする。</u></p> <p>中 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 公共交通空白地有償運送事業運営規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、鳥取市の住民福祉の維持・向上の視点に立って、鳥取市の公共交通再編方針に基づき、地域住民の移動手段を確保するために公共交通空白地有償運送運行事業（以下「本事業」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（運営主体）

第2条 本事業の運営主体は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とし、福部町総合福祉センターに事業所を置く。

（運行の区域）

第3条 本事業の運行の区域は、別表1に定めるところによる。ただし、運行の区域の変更を行う場合は、鳥取市と協議するものとする。

（運行時間等）

第4条 本事業の運行時間及び運休日は次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを変更し臨時に運行又は運休することができるものとする。

（1）運行時間は、別表2に定めるところによる。

（2）運休日は、毎週土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前文に掲げる日を除く。）とする。

（利用者の範囲）

第5条 本事業の利用者の範囲は、原則として鳥取市福部町の住民とする。

2 前項以外の者であって、運行路線上の地域に移動の必要がある者については、利用者の範囲に含むものとする。

（利用料）

第6条 利用料は、1回乗車について200円とする。ただし、幼児（1歳以上6歳未満）、小学生、障がい者、パスカード提示高齢者（70歳以上）は、100円とする。なお、障がい者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を所持する者とする。

2 幼児の利用に保護者などが同乗する場合、同乗者1名に対して幼児1名までは無料とし、2人目からは100円とする。ただし、定期券利用者は対象外とする。

3 介助が必要な障がい者等の利用に介助者が添乗する場合、介助者は無料とする。

4 乳児（1歳未満）は、無料とする。

5 定期券利用については、別表に定めるところによる。

（損害賠償等）

第7条 不測の事故等により、損害賠償が生じた場合は、社協が加入している保険等の範囲内で責任を負うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

公共交通空白地有償運送事業運営規程 第6条 第5項関係

定期券利用料

	1ヶ月定期券利用料	3ヶ月定期券利用料	※15日
大人	4,600円	13,600円	2,400円
障がい者、高齢者 (70歳以上)	2,300円	6,800円	1,200円
中学生、高校生	3,500円	10,000円	1,800円
小学生、幼児	2,300円	6,800円	1,200円

※15日については、一カ月以上の定期券を継続する場合の料金です。

# らっちゃんバス 運行ルート



利用料 (1回乗車につき)  
**200円**

ただし小学生、高齢者 (満70歳以上)、障害者の方は乗車1回につき100円です。対象の方は証明バスカードを発行いたします。事前にお申し込みいただき、ご利用の際に係員にご提示ください。バスカードのお申し込みは下記連絡先までお申し出ください。

## 運行日

月曜～金曜日に運行します。

## 運休日

- ・土、日曜日、祝日
- ・年末12月29日から年始1月3日
- ・未来学園の春・夏・冬休みの朝の1便は運休します。

## 回数券・定期券

福部町総合福祉センターで販売をしています。  
回数券、定期券の料金、申込みは福部町総合福祉センターにお問い合わせ下さい。

**廃止予定のバス停**

高額紙幣の両替、おつりの対応ができません。誠に勝手ではありますが、利用者様にて硬貨または回数券のご用意をお願いいたします。

バス運行に関するお問い合わせ、定期券・回数券のお申し込み、お問い合わせ等は下記までご連絡ください。

**社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会  
福部町総合福祉センター**

鳥取市福部町海士1013-1  
(砂丘温泉ふれあい会館内) ☎(0857)75-2337